

「重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施
並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準（案）」
に関する意見

「重要経済安保情報保護活用法の運用基準（案）」について 2 点ご意見致します。

■意見 1：安全なクラウド環境について

基準案では、いわゆるオンプレミス環境を想定しており、クラウド環境（ネットワーク越しにサーバが存在し、そのサーバにてデータが保管・処理され、利用者は遠隔でデータ処理を依頼するような環境）が想定されていないように読める。（例：p.125 の「情報を取り扱う場所」の記入項目を見ると、データは遠隔に存在せず手元にあることが想定されているように読める）

しかし、計算量の多い AI 関係の処理や大量データの処理などを考えると、オンプレミス環境ではなくクラウド環境で処理する方が、利便性が高い場合もある。そのため、求められるセキュリティレベルや利便性に応じて、クラウド環境での利用も想定すべきである。

ただし、クラウド環境での利用を想定する場合は、より高いセキュリティ要件を課すべきである。例えば、ガバメントクラウドの提供事業者は、データを秘匿しながら処理できる「機密コンピューティング」を提供することが要件となっている（※1）。重要経済安保情報を扱う際は、このような「機密コンピューティング」を利用することを必須とするなどが考えられる。

さらに、「機密コンピューティング」には様々な実現方式があり、安全性などが異なるため、「機密コンピューティング」の実現方式や安全性などを整理したガイドラインなどを整備していくべきである。また、このようなガイドラインは専門性が高く技術も発展していくため、専門家の意見を踏まえて策定し、定期的に更新していくことが望ましい。

※1 デジタル庁におけるガバメントクラウド整備のためのクラウドサービスの提供（令和 5 年度募集）調達仕様書 別紙 1（基本事項及びマネージドサービスの技術要件詳細），
(1) コンピュート（サーバ）機能, 25-26

<https://www.digital.go.jp/procurement/3058bc41-ee8f-49bb-8f22-8def725f6f3f>

■意見 2：適格な適合事業者の要件について

基準案の p.36 にて、適合事業者の「認定審査のための基本的な考え方・考慮要素」として「事業者における株主や役員の状況に照らして、当該事業者の意思決定に関して外国の所有、支配又は影響がないと認められるかどうか」があげられている。

このような事業者の外国からの影響を評価をする際に、高度なセキュリティ技術が適用されている場合も考慮して評価を行うことを検討すべきである。

例えば、意見 1 に記載した「機密コンピューティング」はデータを保護したまま処理できる技術であり、たとえ事業者の管理者であってもデータを閲覧できず機密性を確保できる。そのため、事業者の外国からの影響は限定的になると考えられる。

以上